

黒石市教育委員会会議傍聴規則をここに公布する。

平成25年1月28日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第2号

黒石市教育委員会会議傍聴規則

黒石市教育委員会傍聴人規則（昭和32年黒石市教育委員会規則第2号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条及び黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第 号）第11条第3項の規定に基づき黒石市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会前に、受付簿に住所及び氏名を記入の上、係員の指示に従い、会議場の所定の席（以下「傍聴席」という。）に着かなければならない。

（傍聴人数の制限）

第3条 委員長は、会議場の事情により、会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の人数を制限することができる。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議場の秩序を乱すと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れない。
- (2) 私語、談話、拍手等をしない。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しない。
- (4) 飲食をしない。
- (5) 帽子をかぶらない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- (6) 写真、録音等自書以外の方法で記録してはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。

2 傍聴人は、前項に規定するもののほか、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、黒石市教育委員会会議規則第11条第2項により、委員長が傍聴人及び委員長の指名する者以外の者を会議場の外に退出させようとしたときは、速やかに退場しなければならない。

第7条 傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。